

## 2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 第3子以降の多子加算があり、算定対象者である児童の兄弟等が学生以外の方
- その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 3. その他、手続きが必要なとき

1. ほかの市区町村に住所が変わるとき
2. 出生、転入等により児童が増えたとき
3. 児童を養育しなくなったとき
4. 受給者が公務員になったとき
5. 受給者や配偶者、児童の氏名住所が変わったとき
6. 離婚・婚姻等により配偶者等の状況が変更になったとき
7. 振込口座を変更したいとき(受給者本人のもの)
8. 児童と別居する等、養育状況が変わったとき
9. 3歳未満の児童を養育する受給者の加入する年金が変わったとき
10. 大学生年代の子を含めて3人以上の子を養育するようになったとき
11. 受給者が死亡したとき

## 「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

大学生年代(18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末まで)の子がいて、その人を含めて3人以上の子がいる場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

監護に相当する世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合、第3子以降の算定対象になります。

※子と別居している場合は、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

同居

【職業欄：学生の場合】  
• 学生証の写しまたは在学証明書

【職業欄：無職・その他】  
• 証明書類は不要

別居

【職業欄：学生の場合】  
• 学生証の写しまたは在学証明書

【職業欄：無職・その他】  
• 申立てに係る子の生計費の負担の状況が分かる書類(送金記録の写しなど)  
• 申立てに係る子が居住している住所地の物件に係る賃貸借契約書の写し(受給者名義での契約に限る)  
• 申立てに係る子の資格確認書等の写し(扶養義務者の場合に限る)

• 算定対象の子が、22歳年度末以前に就職や婚姻等を理由に、その子が独立して生計を営む(受給者に経済的負担がない)場合は、額改定届を提出し、多子加算分を減額する必要があります。

注記：減額の手続きをせず過払いがあった場合には、過払い分を返還していただきますので、ご注意ください。

## 寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方は子育て支援部子ども家庭課にお問い合わせください。

# 児童手当制度のご案内

児童手当は  
住所地の市区町村に  
申請してね！！



• 所得制限の撤廃・高校生年代まで延長  
• 第3子以降3万円・偶数月支給

北広島市役所  
子育て支援部 子ども家庭課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1  
電話011-372-3311(内線2216)

子ども家庭庁・都道府県・市区町村

## ～児童手当について～

児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

### 児童手当の仕組み

#### 1. 支給対象

高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方

#### 2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	第1子・第2子 15,000円
	第3子以降 30,000円
3歳以上高校生年代まで	第1子・第2子 10,000円
	第3子以降 30,000円

※「第3子以降」とは、22歳到達後の最初の年度末までの養育している子のうち、3番目以降をいいます。

※第3子以降の加算を受けられる方は、18歳年度末から22歳年度末までの子を監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生計費の相当部分の負担をしていることを確認するため、別途「監護相当・生計費の負担についての確認書」の届出が必要となります。「監護相当・生計費の負担についての確認書」については裏面をご覧ください。

#### 3. 支給時期

原則として、毎年6月・8月・10月・12月・2月・4月の10日（土・日曜、祝日の場合はその前日）の年6回支給します。

それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、4月と5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、  
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



### 1. はじめに行うこと

#### ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

#### 【認定請求に必要な書類】

- 金融機関の口座情報が分かるもの（請求者本人のもの）
- 請求者と配偶者等のマイナンバーが分かるもの（個人番号カード以外の場合は別途、本人確認書類が必要です。）
- 請求者の被保険者情報のわかる書類
  - ※「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し、年金加入証明書の提出が必要です。
- \* 児童と別居している場合や、離婚協議中の場合などはその他の書類も必要です。
- \* 添付書類は、認定請求の後日に提出してもよい場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請は、出生や転入から15日以内に！

#### 15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になって異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

#### 1. 初めてお子さんが生まれたとき

出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

#### 2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内にお住まいの市区町村に申請が必要です！

#### 3. ほかの市区町村に住所が変わるとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

#### 4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

お住まいの市区町村と勤務先に届出・申請をしてください！

※公務員は、勤務先から支給されます。公務員になったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。

※「子育てワンステップサービス（ぴったりサービス）」による電子申請ができるようになりました。[詳しくは北広島市子育てサイトをご覧ください]

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

